別紙3

「週休2日工事」の経費補正及び4週8休の考え方について

1　経費の補正方法

週休2日工事において、対象期間中の休日の確保を前提に、当初予定価格から以下の補正係数を乗じるものとする。実施できなかった場合は補正分の減額を行う。

【補正係数】

補正係数は以下の区分により設定する。

「主たる工種」が、

漁港漁場工事の場合は、水産庁及び港湾局の基準「区分①」に準拠

土木工事の場合は、国交省（港湾局を除く）の基準「区分②」に準拠

「区分①」	「区分②」
・共通仮設費率 ：1．02 ・現場管理費率 ：1．03	・補正なし

※市場単価に含まれる費用についても補正の対象とする。

2．4週8休の考え方

起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。

週休 2 日工事における、4週8休の考え方はそれぞれ以下のとおりとする。

（1）現場閉所型の場合

週休 2 日工事の対象期間の内、28日毎の休工日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28．5%（8日/28日）以上の状態とする。

現場閉所率 ＝ 休工日数 / 対象期間日数

※休工日は現場閉所とし、現場閉所とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

※対象期間は現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

※降雨や降雪、猛暑日のほか、現場条件（関係機関との協議、関連工事との調整など）による作業不稼働日が著しく発生した場合は、工期変更の検討など、受発注者間の協議により、臨機に対応する。

（2）交替制の場合

対象者毎に、週休２日工事の対象期間の内、28日毎の休日日数の割合（以下、休日率という）を算出し、全対象者の休日率を平均化した値が28．5%（8日/28日）以上の状態とする。

対象者毎の休日率 ＝ 休日日数 / 対象期間日数

工事の休日率 ＝ 全対象者毎の休日率の平均

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	28.9%
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	× ×	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

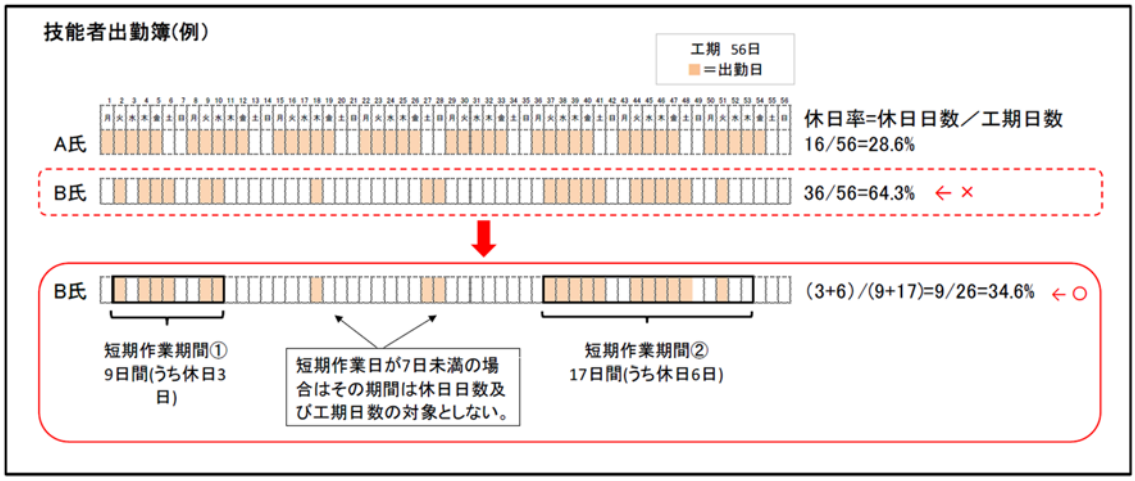
工事完成時に確認

（表中の工期日数を対象期間日数と置き換えるものとする。）

（国土交通省東北地方整備局

「週休2日交替制モデル工事の施行における東北地方整備局の運用方針」より引用）

なお、非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。



（表中の工期日数を対象期間日数と置き換えるものとする。）

（国土交通省東北地方整備局

「週休2日交替制モデル工事の施行における東北地方整備局の運用方針」より引用）